

第3章 基本構想の概要

第1節 市の将来の姿

1. 将来都市像

第2次総合計画における将来都市像については、第1次総合計画の将来都市像「きらきらいきいき ふれあい育む 豊かなめぐみ野」を踏まえつつ、豊かな自然のもと、市民の安全・安心な暮らしを支えるまちづくりを進めるとともに、活力ある元気な地域へと発展させていくことを目指して、「きらり輝く 湖(みず)と山(みどり) 笑顔と活気のふれあい都市 ～ 未来へ紡ぐ安心とやさしさの郷(さと) かすみがうら ～」と定めています。

きらり輝く ^{みず}湖と山 ^{みどり} 笑顔と活気のふれあい都市
～ 未来へ紡ぐ安心とやさしさの郷 ^{さと} かすみがうら ～

すべての市民が地域を創る人財としていきいきと光り輝き、産業や文化、豊富な資源が地域に活力を与え、人々の豊かな気持ちが未来へ安心と優しさを紡いでいく、ふれあい都市「かすみがうら」を創造していきます。

2. まちづくりの基本理念

目指すまちづくりの方向性と考え方をまちづくりの基本理念として以下の3つを掲げています。

1. 豊かな自然と地域産業が共存するまち

先人から受け継いできた豊かな自然などの資源を守り、地域の産業とともに育て生かしながら豊かなまちを目指します。

2. 日々の暮らしを守る快適で安全なまち

交通や施設などの利便性向上に向けた基盤整備を進めるとともに、防災や防犯体制も整った快適で安全なまちを目指します。

3. とともに支え成長する人財あふれる安心なまち

市民が心身ともに健康で豊かな人間性を育みながら成長し、地域の人財として、ともに支え合い安心して暮らせるまちを目指します。



第2節 施策の大綱

第2次かすみがうら市総合計画・基本構想における施策の大綱は以下のとおりです。

1. 施策の体系



2. 施策の方針

「居住環境」

1. 自然の恵みを楽しめるまちづくり

(1) 自然環境の保全と活用

環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、環境美化の創出や豊かな自然環境の保護・保全に努めます。また、観光や産業振興と連携をとりながら、豊かな自然環境を守りつつその活用を図っていきます。

霞ヶ浦などの公共用水域の水質浄化をさらに推進するとともに、公害を未然に防止するための監視体制の強化や相談窓口の充実、各種の法規制や協定などにより公害の発生防止に努めます。

(2) 快適な住環境の整備

快適な生活環境を確保するため、安全かつ強靱で持続的な水道水の供給や衛生的な下水道の整備を進めるとともに、河川の防災機能強化について、計画的な改修と整備による治水対策を推進します。

自然とのふれあいや憩い、コミュニティ形成の場として、公園・緑地の整備を進めながら、良好な居住環境の維持保全に努めます。

(3) 資源循環型社会の形成

ごみの再資源化や減量化、資源物の有効利用など市民と協働して取り組むことにより、持続可能な循環型社会の構築を目指します。

「産業」

2. 産業の振興で活力あふれるまちづくり

(1) 農林水産業の振興

経営改善に取り組む意欲のある担い手の営農活動を支援し、経営の拡大や法人化を推進します。また、新規就農者や農業後継者が育つ環境を整備し、将来の担い手の確保に努めます。

生産性向上と景観や自然環境保全とのバランスに配慮しながら、農地の利用集積や森林機能の維持確保、湖面の活用などを推進します。

消費者の求める安全で付加価値の高い農林水産物の生産に取り組みブランド化を促進します。

(2) 商工業の振興

新鮮な産物を販売する直売所の活用や地産地消の推進と販路拡大を進めるとともに、農林水産業や観光と連携し地域の特性を生かした商品づくりを奨励します。

中小企業の事業活動を支援し、地域経済の健全な発展に努めます。

市民が安心して消費生活を営むための情報提供や、消費者に対する意識啓発と相談体制の充実を図ります。

(3) 観光の振興

農林水産業をはじめ様々な産業との連携のもと、本市の特色を生かしながら新たな地域資源にも着目し魅力ある観光交流のまちづくりを進めます。

筑波山や霞ヶ浦などの主要な観光地のネットワーク化を推進し、恵まれた交通基盤や立地条件を生かし、活気に満ちたまちを創出します。

《都市基盤》

3. 安全で快適に暮らせるまちづくり

(1) 適正な土地利用の推進

活気ある商・工業地や良好な住宅地の形成に向けた都市基盤の整備を図るとともに、森林や水辺などの環境を保全しつつ、自然と農業環境との調和に配慮し、地域の特性を踏まえた計画的な土地利用を推進します。

(2) 都市基盤の整備

市民生活や経済活動の利便性向上、及び防災体制の強化などの観点のもと、主要幹線道路や生活道路の整備とネットワーク化を進め広域的な道路体系の確立を図ります。

バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮し、誰もが住みよいまちづくりに向けた道路網と交通網の形成に努めます。

公共施設の老朽化の進行や需給バランスの変化に対応し、広域的な連携も視野に、公共施設の機能複合化や総量縮減、利用環境の向上、効率的・効果的な維持管理を進めます。

(3) 安全な住環境の推進

大規模な災害や事件・事故などから市民の生命や財産を守るため、国や県、周辺自治体と連携しながら、災害に強い安心して暮らせるまちづくりを進めます。

災害に対する危機管理体制を強化するとともに、消防・救急体制の充実、地域防災力の強化などに努め、災害に強いまちづくりを進めます。

安心・安全に暮らせる地域社会の実現に向けて、交通安全意識の高揚や地域ぐるみの防犯活動の強化などを進めます。

「健康・福祉」

4. 健康で思いやりをもって暮らせるまちづくり

(1) 健康づくりの推進

生涯を通じて健康で安心した生活を送ることができるよう、市民一人ひとりにあった健康維持・増進や疾病予防、早期発見・早期治療などの各種健康づくり事業を推進するとともに、正しい情報提供や意識啓発を推進し、市民の自主的な健康管理や保健予防を支援します。

必要な時に適切な医療を安心して受けられるよう、休日、夜間、緊急時等における救急医療や小児医療などの医療体制の充実を図るとともに、国民健康保険制度や後期高齢者医療制度、医療福祉費の助成などの適正な運用を図ります。

子どもから高齢者まですべての市民が健やかで心豊かに生活できるよう食育の環境整備を推進するとともに、健康づくりや生活習慣病の発症・重症化の予防に努め健康寿命延伸の実現を目指します。

(2) 高齢者福祉の向上

高齢者が住み慣れた地域において健康で自立した日常生活を送ることができるよう、関係機関との協力体制強化や生活支援サービスの充実、高齢者の社会参加を促進するための生きがいづくり支援などを通じて、高齢者を地域全体で支える地域包括支援体制の充実を図ります。

介護保険制度に対する周知をさらに徹底し、サービスの適正な利用の促進や介護者への支援体制の充実などを進めるとともに、サービスの質の向上やサービス供給体制の強化など制度の安定した運用に努めます。

(3) 障害者福祉の向上

障害者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、地域生活支援体制の構築を図るとともに、日常生活や社会生活を可能とするために必要なサービスの確保に努めます。

障害児教育や療育支援体制の充実、各種就職支援等による雇用機会の拡充などを進め、障害の有無に関わらず誰もがともに暮らす「共生社会」の実現を目指します。

(4) 地域福祉の向上

年齢や性別、障害の有無に関わらずすべての市民が地域社会を構成する一員としてお互いを尊重し支え合って暮らせるよう、広報・啓発活動や福祉教育の充実などを通じて地域福祉に対する市民の意識高揚と参画を促します。

市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう、低所得者や生活困窮者に対する適正な保護や自立の支援を図るとともに、セーフティネットとしての国民年金制度の理解と普及に努めます。

《子育て・若者支援》

5. 未来を担う若者を育むまちづくり

(1) 次世代の育成支援

子ども・子育て支援事業計画に基づき、安心して子どもを産み育てることができるよう、地域全体で子育て支援に取り組みます。

幼児期の発達の特性に配慮した幼児教育・保育を総合的に提供するとともに、必要な教育・保育サービスの量的確保や質の向上に努め、地域のニーズに応じた子ども・子育て支援を展開します。

子育てや経済的自立を促すための相談業務などを行い、実態に応じた支援に努め、ひとり親家庭の生活安定の向上を図ります。

(2) 社会性豊かな青少年の健全育成

次世代を担う青少年の心身の健全育成を図るための環境整備や郷土教育などに努めるとともに、青少年の自主的活動や地域社会活動への参加を積極的に支援し、各関係団体はもとより学校、家庭、地域などの社会が一体となって総ぐるみの活動を展開します。

(3) 起業化の支援

新規分野へ参入する起業への支援や情報通信技術や地域資源を活用した企業などの育成を支援します。

(4) 就業機会の拡大

企業の誘致や地場産業の活性化を進め、働く意欲のある様々な人の就業機会の拡大に努めるとともに、福利厚生充実などにより雇用の安定を図ります。

「教育・文化」

6. 豊かな学びと創造のまちづくり

(1) 学校教育の充実

児童生徒が社会環境の変化に主体的に対応できる能力と豊かな心を身につけられるよう、「生きる力」を育む教育を推進します。

教育環境や教育施設の整備充実、学習内容の充実や教職員の指導力向上を進めるとともに、教育相談の充実や環境、福祉、郷土を知る教育など、学校や地域社会の実情に応じた特色と魅力あふれる学校・教育環境づくりを進めます。

(2) 生涯学習の充実

あらゆる世代の市民が、生涯を通じて自分自身を高めるための学習を自発的に取り組めるよう、身近な学習活動拠点の整備や多様な学習プログラムの提供など、生涯学習の環境づくりを進めます。

地域の連帯やコミュニティづくり、スポーツ・レクリエーション活動など、市民が学習した成果を地域に還元できる仕組みづくりを進めます。

(3) 地域文化の継承と創造

地域の財産である文化財、文化的景観、文化活動の保護や伝承に努め、市民主体の文化活動を軸とした新しいコミュニティの形成に努めます。

歴史や風土に根ざした文化を継承するとともに、観光などと連携した魅力的な文化活動の創造や、地域の特色や強みを生かした地域間交流を推進します。

7. みんなでつくる連携と協働のまちづくり

(1) 市民活動の支援

市民と一体となったまちづくりを進めるため、市民の自主的な地域まちづくり活動の支援に努めるとともに、多様な主体の連携を促進し、市民と行政の協働体制の構築に努めます。

(2) 男女共同参画の推進

地域や家庭、学校教育、職場などにおける男女共同意識の高揚に努めるとともに、性別にとらわれることなく、その個性や能力を十分に発揮することのできる地域社会の形成を進めます。

(3) 産学官連携の推進

大学や企業・研究機関などとの連携を強化し、活力ある地域社会の持続的な発展と市民サービスの向上を目指します。

(4) 広報・広聴活動の充実

積極的に行政情報やまちづくり情報の公開を推進し、確かな情報を迅速に市民へ提供できる環境を整備するとともに、市民の意見が広く行政運営に反映されるよう、広聴体制の整備に努めます。

地域の魅力や個性を市内外に発信し、本市の認知度とブランドイメージを高めるためのプロモーションを総合的かつ戦略的に取り組みます。

(5) 行政サービスの向上

行財政改革の着実な実行に向けて、評価システムや新地方公会計制度の活用、職員の意識改革を進め、計画的・効率的な財政運営の維持に努めます。多様な行政課題や市民ニーズに迅速に対応するため、関係自治体などとのさらなる連携に努めるとともに、事務事業の一層の合理化と行政サービスのさらなる向上を図ります。